

平成21年9月4日

国際裁判管轄法制に関する個別論点の検討（1）

（補足説明）

本資料においては、部会における従前の指摘を踏まえ、検討事項を掲げる順序を変更するとともに、本文についても形式的な観点から修文をしている部分がある。本部会では、主として「補足説明」に記載した事項についての審議をお願いしたいと考えている。

第1 被告の住所等による管轄権

- ① 人に対する訴えは、被告の住所が日本国内にあるとき、被告の住所がない場合又は住所が知れない場合には被告の居所が日本国内にあるとき、被告の居所がない場合又は居所が知れない場合には被告が訴え提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えは、上記①の規律にかかわらず、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ③ 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

1 契約上の債務の履行の請求に係る訴えについての管轄権

- ① 契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本

の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当事者が契約において定めた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が契約において選択した地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

- ② 契約上の債務に関連して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記①の訴えを除く。）は、原告が上記①の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えの管轄権

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

3 財産権上の訴えの管轄権

① 財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 【甲案】 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】

ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その管轄権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

【丙案】 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、原告の申立てにより日本に所在する被告の財産に対し仮差押えがされているときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(注)

上記①②の規律のほか、「財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても、なお検討する。

4 事務所又は営業所を有する者等に対する訴えの管轄権

- ① 日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記①の訴えを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

1 日本国内において事業を継続してする外国の法人等が、その国内における事業とは関係のない取引を「日本における業務」として行った場合に、当該取引に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるかどうかについて、本文②は、日本国内における事業に関連する取引に限る（本文②の「業務」とは被告の事業に関する業務を意味する。）ことを前提としている。これに対し、第10回部会では、被告が日本国内において事業を継続していること自体が管轄の原因となるのであり、訴えに係る取引と被告の日本における事業との関連性を要件とすべきではないとの意見も出されたが、この点については、どう考えるか。

なお、本文①は、例えば、日本国内に営業所を設置して事業を継続してする外国の法人等が、当該営業所を介することなく、原告との間において当該事業に属する取引を行った場合、その取引は、「その事務所又は営業所における業務に関するもの」には該当せず、日本の裁判所に国際裁判管轄は認められないことを前提としている。

2 本文②の訴えに関する国内土地管轄について、新たな規律が必要となると考えられるが、新たな規律を設けるとして、いかなる地に管轄を認めるべきか。例えば、国内土地管轄に関する新たな規律として、被告が法第4条の規定により普通裁判籍を有しないときは、その事業が行われている地を管轄する裁判所が管轄するものとする、などの規律を設けることが考えられるが、どうか。

5 社団又は財団に関する訴えの管轄権

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定する訴えを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。
- ② 民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴え（上記①の訴えを除く。）は、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

6 不法行為に関する訴えの管轄権

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

（注）

「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地の双方を意味する。

（補足説明）

ただし書が想定している場面は、加害行為地が外国にあって、結果発生地が日本国内にある場合であり、そのため、「加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において」という限定をしている。しかしながら、加害行為地が日本国内にある場合には、日本における結果の発生を通常予見することができないということはありません。得ないと考えられ、そうすると、上記のような限定をする必要はないと考えられる。

また、日本国内において結果が発生することが通常予見できる場合には、日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定することが相当であり、国内の特定の地における結果の発生を通常予見することを要件とする必要はないと考えられる。

以上によれば、本文ただし書は、「ただし、日本における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。」とすれば足りると考えられるが、どうか。

7 海事に関する訴えの管轄権

- ① 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 【甲案】海難救助に関する訴えは、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
【乙案】海難救助に関する訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

(注)

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置くか否かについて、第2の3(注)における検討も踏まえ、なお検討する。

8 不動産に関する訴えの管轄権

不動産に関する訴えは、不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

9 登記又は登録に関する訴えの管轄権

登記又は登録に関する訴えは、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

知的財産権の登録に関する訴えは、登記又は登録に関する訴えに含まれる。

10 相続に関する訴えの管轄権

- ① 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき、相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき、相続開始の時ににおける被相続人の居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所

を有していたときを除く。)は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- ② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものも、上記①と同様とするものとする。

11 知的財産権に関する訴えの管轄権

知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えは、その登録の地が日本であるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

知的財産権の侵害訴訟等については、特段の規律を置かないものとする。

12 消費者契約に関する訴えの管轄権

- ① 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、

【甲案】訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

【乙案】当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- ② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1①又は②の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないと認め、抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 消費者と事業者との間の民事上の紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有すると

き。

- ③ 消費者と事業者との間の民事上の紛争を対象とする管轄権に関する合意（第4の1の合意をいう。以下同じ。）は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ【甲案】消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所がある国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。

【乙案】第2の1から11までの規律により管轄権を有することとなる事由及び消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が特定の国にある場合において、その国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。

【丙案】③においては、ア及びウ以外に合意が効力を有する場合を定めないものとする。

ウ 消費者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出したとき。

13 労働関係に関する訴えの管轄権

- ① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- ② 個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、第1①又は②の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないと

の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 個別労働関係民事紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

③ 労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ 労働者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出したとき。

(注)

労働審判法第2条は国内土地管轄について規定しているところ、労働関係の訴えに関する国際裁判管轄の規律は、同法第22条第1項により訴えの提起があったものとみなされる場合に適用されるものとする。

(第2についての後注)

債務不存在確認の訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

第3 併合請求における管轄権

① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。

③ 数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

④ 上記①若しくは③の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求に係る訴えについて、

【甲案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき

【乙案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき、又は外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める管轄権に関する合意があるとき

は、上記①から③までの規律は適用しないものとする。

(補足説明)

併合請求における管轄権については、国内土地管轄の規定との関係も考慮する必要が考えられるところ、本文①から④までの規律と国内土地管轄の関係について、例えば、次のとおり整理することが考えられるが、どうか（なお、本文④については、甲案を採用した場合を例として記載している。）。

(1) 客観的併合及び主観的併合について

国際裁判管轄の規定として、国内土地管轄に関する法第7条とは別に、次のような規律を設ける。なお、併合される請求に係る訴えが、法定専属管轄に相当するものである場合には、法第13条が法第7条を適用除外としているのと同様に、第6の適用除外の規律の対象とする。

一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第38条前段に定める場合に限る。

(2) 反訴について

反訴の場合には、本訴が国内の管轄裁判所に係属していることが前提となり、反訴請求について日本の裁判所が管轄権を有する場合と有しない場合が考えられるところ、国内土地管轄に関する規定も踏まえ、次のような規律を設ける（下線部が国際裁判管轄に関する部分。ただし、法制的な観点から更に検討を要する。）。

被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合（日本の裁判所が反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合にあっては、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合）に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反

訴を提起することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 反訴の目的である請求について日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき。

イ 反訴の目的である請求が他の裁判所の専属管轄（当事者が法第11条の規定により合意で定めたものを除く。）に属するとき。

ウ 反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき。

（第3についての後注）

訴訟参加，訴訟引受及び訴訟告知については，特段の規律を置かないものとする。

第4 管轄権に関する合意等

1 管轄権に関する合意

- ① 当事者は、第一審に限り、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を合意により定めることができるものとする。
- ② 上記①の合意であって、外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定めるものは、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、無効とするものとする。
- ③ 上記①の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない、その効力を生じないものとする。
- ④ 上記①の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

（補足説明）

- 1 本文②は、本文①のただし書を独立した規律としたものであり、実質的な内容は同一である。
- 2 単に「日本の裁判所」を管轄裁判所として指定する合意がされた場合の国内土地管轄については、当事者の意思解釈、国内の土地管轄の規律等に委ねることとし、特段の規律を設ける必要性がないと考えられるが、どうか（当事者の一方が日本に本店等を有する場合は、その本店等の所在する地の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意が存在すると認められることも多いと考えられ、日本の特定の裁判所を管

轄裁判所として合意したとは認められない場合には、国内土地管轄の規定により管轄裁判所に訴えを提起することが可能となる。以上のいずれによっても、国内の管轄裁判所が定まらない場合であって、第5の特別の事情も認められない事案は想定し難いことを考えると、特段の規律を設ける必要性は乏しいと考えられる。)

2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

第5 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第1から第4までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(第5についての後注)

緊急管轄については、規律を設ける必要性の有無、規律を設けるとした場合の具体的な規律の内容について、なお検討する。

第6 適用除外

第1、第2(5①、9及び11を除く。)、第4及び第5の規律は、日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

第7 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があ

った場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

(補足説明)

1 甲案のA案について

- (1) 中間試案の(注)にも記載されているとおり、A案においては、不服申立てのあり方等について検討する必要がある。中止決定に対する不服申立てとしては即時抗告が考えられるが、これに加え、(i)中止の申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか、(ii)中止決定の取消しについての規律を設けるかどうか、(iii)中止決定の取消しについて当事者の申立権を認めるかどうか、(iv)中止取消決定に対する不服申立てを認めるかどうか、(v)中止決定の取消しの申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうかについて検討する必要があると考えられる。

- (2) 以下、これらの検討事項につき複数の案を提示する。

【ア案】中止決定の取消しについて申立権を認めた上で、中止の申立てに対する認容及び却下のいずれの決定についても、これに対する不服申立てを認める。

【イ案】中止決定の取消しについて申立権を認めた上で、中止決定を認める決定及び中止決定の取消しの申立てを却下する決定に限り、これに対する不服申立てを認める。

【ウ案】中止決定の取消しについての申立権は認めず、中止決定を認める決定に

限り、これに対する不服申立てを認める。

(3) 上記の各案のうち、【ア案】は、当事者の手続保障に最も厚いが、中止決定及び中止決定の取消しについて申立権を付与すると、中止の申立て→却下決定→不服申立て→不服申立ての棄却決定→中止の申立てが繰り返し行われ、事実上、中止を認めたのと同様の効果が生じるのではないかという点が問題となる。

【イ案】は、審理が中止されることとなる決定に限り不服申立てを認めることとするものであり、審理の遅延を避けつつ、当事者の手続保障を図るものであるが、中止の申立て→中止決定→不服申立て→不服申立ての棄却決定（中止維持）→中止決定の取消しの申立て→却下決定→不服申立て→不服申立ての棄却（中止維持）→中止決定の取消しの申立てを繰り返すことが可能となり、裁判所が訴訟手続を中止した場合には、手続が重くなるのではないかという点が問題となる。

【ウ案】は、不服申立ての機会を更に限定するものであるが、中止の申立権を付与しながら、中止決定の取消しの申立権を否定することの合理性が問題となる。

2 甲案のB案について

B案については、裁判所が裁量によって訴訟手続を中止する必要があるかどうかを判断するものであるが、(i)規律の対象について、外国訴訟先行型に限らず、国内訴訟先行型も含める、(ii)中止の要件について、「裁判所が必要と認めた場合」等の抽象的な規律をする、(iii)中止の終期を定めるのではなく、中止の期間を一定期間と定めることも考えられる。

このような考え方に基づく別案としては、次のような規律が考えられる。

裁判所は、外国裁判所に係属する事件と同一の事件が係属する場合において、必要と認めるときは、一定の期間を定めて訴訟手続を中止することができるものとする。

この案は、裁判所の裁量をB案より更に広く認めるものであり、不服申立ての濫用等による審理の遅延を避けることができると考えられるが、当事者の手続保障及び要件の明確性の点についてどのように考えるかが問題となる。

第8 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本の裁判所であるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

(全体についての後注)

第2の4②, 10②, 12①, 13①等の各規律により日本の裁判所に訴えを提起できる
場合の国内土地管轄の規律については, なお検討する。